

写

19消安第12604号
平成20年1月31日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省 消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

飼料用の稻わら中のひ素に関する指導基準については、平成4年に「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号。以下「指導基準」という。)を改正し、「乾牧草等」として、乾牧草やヘイキューブと同じ値(2.0 ppm)を設定しました。この指導基準を超える稻わらについては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第23条の規定に基づき製造、販売等を禁止し、同法第24条の規定に基づき廃棄等を命じることができることから、本指導基準の遵守について、関係者への指導を依頼してきたところです。

一方、平成15年に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(旧独立行政法人肥飼料検査所)が実施した稻わらについての調査分析において、基準値を超えるひ素がかなりの頻度で検出されたため、同年4月の農業資材審議会飼料分科会安全性部会の意見を聴いたところ、「飼料中の濃度全体で考えると、基準を超えた稻わらが給与されたとしても、稻わらの給与量が適切であれば畜産物への残留の可能性が低いと言える。」との意見を得ました。このことを踏まえ、牛への稻わらの給与割合の上限を概ね2割とすることについて「飼料用稻わらからのひ素検出について」(平成15年4月16日付け15生畜第538号農林水産省生産局長通知)により、関係者への指導を依頼しました。

その後、無機ひ素を含む飼料の動物への給与試験を行い畜産物への移行に関してより詳細な科学的知見が得られ、さらに、平成17年には欧州食品安全機関(EFSA)が、飼料中のひ素が畜産物へ移行する量は低く、ヒトが畜産物由来のひ素を摂取する量は低いとの評価結果を公表しました。

今般、農業資材審議会飼料分科会及び同分科会安全性部会において、ワーストケースを想定した濃度のひ素を家畜に給与した場合であっても、畜産物の安全が確保できると判断することについて了承が得られたため、指導基準の一部を別添の新旧対照表のとおり改正しました。また、この改正に併せ、前述の平成15年4月16日付け15生畜第538号農林

水産省生産局長通知は廃止しますが、牛への稻わらの給与割合については、引き続き飼料全体の概ね2割以下に抑えることとしますので、併せて貴管下関係者への指導方よろしくお願ひします。

なお、稻わら中のひ素については、来年度以降、汚染実態調査等を行い、仮に安全上の問題が生じた場合には、速やかに再検討を行うことを申し添えます。

「銅料の有害物質の指基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 番 B 第 2050 号蓄産局長通知) 新旧対照表

(男)[添)

(下線部分は改正部分)